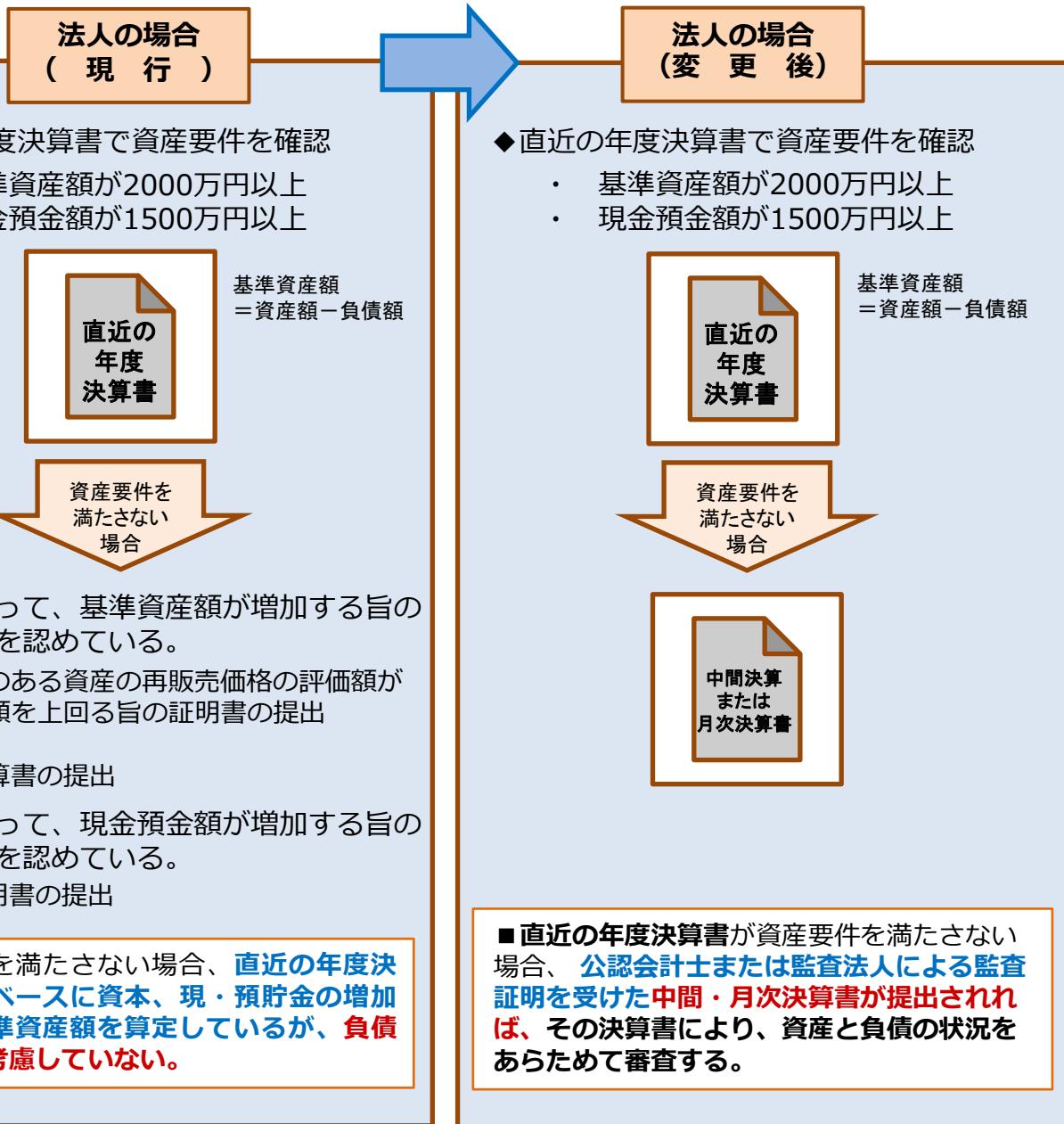


一般労働者派遣事業の

新規許可 許可有効期間の更新

を申請する事業主の方へ

平成23年10月1日より新規許可又は有効期間の更新を予定される場合、
資産要件の審査方法が見直されます。



個人の場合 (現行と同じ取扱いです)

青色申告で納税している場合

青色申告者は、貸借対照表を作成しているため、貸借対照表および納税証明書の提出により審査。

白色申告で納税している場合

白色申告者は、貸借対照表がないため、個人の預貯金の残高証明および固定資産の証明書の提出により審査。



厚生労働省

兵庫労働局 職業安定部 需給調整事業課